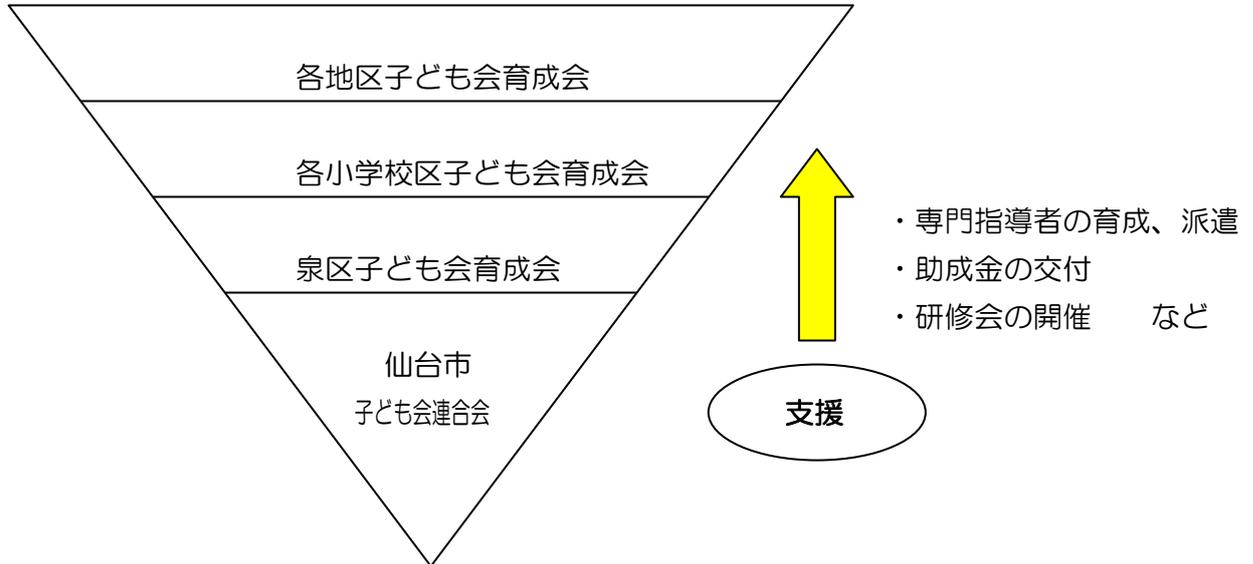


2. 子ども会育成会ってなに？

子ども会育成会とは、子どもたちや子ども会活動への援助組織です。



各地区子ども会	〇〇子ども会	××子ども会	△△子ども会
各地区子ども会育成会	〇〇子ども会育成会	××子ども会育成会	△△子ども会育成会
各小学校区子ども会育成会	各地区子ども会育成会や各町内会などから役員を選出		
泉区子ども会育成会	各小学校区子ども会育成会から理事を選出		
仙台市子ども会連合会	泉区子ども会育成会より、役員を選出。		
指定都市子ども会連絡協議会	仙台市子ども会連合会より、役員を選出。		
全国子ども会連合会	仙台市子ども会連合会より会長が理事として選出。		

	各地区子ども会育成会	各校区子ども会育成会
1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達は成長過程にあり,分別・判断力・経験などが未熟であるため大人(育成者)の援助が必要である。 社会的には契約を結ぶといった行為が認められていないため,育成者が代わって行う必要がある。 育成者自身の教養を高め貴重な経験ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成といった観点からも地域住民の参加協力が必要になってくる。 育成者が個人個人で活動するのではなく,組織的にも継続性を持って一貫性のある活動を行うことが必要である。

<p>2. ねらい</p>	<p>各地域（町内会）の中の子どもの団体として活動することにより、町内会員としての自覚を養い、異年齢の子どもたちとの遊びを通して、隣近所の人たちと仲よく生活が出来るようになる。 地域の人たちに名前と顔を覚えてもらう。</p>	<p>各地区子ども会育成会の横のつながりを目的に、小学校区毎に組織されている。小中学校、連合町内会など様々な団体との連携を通して、夏祭りや学区民運動会への参加、子どもたちの危機管理や安全な遊び場の確保など、子どもたちのために多面的な活動が必要とされている。また、泉区子ども会育成会との連絡役も担っている。</p>
<p>3. 内容</p>	<p>（3月）総会の準備一班毎の話し合い。新入会員確認。校区子ども会育成会への役員選出。新年度活動計画を話し合う。次年度役員選出。引き継ぎ準備。</p> <p>（4月）総会—総会資料,名簿作成。新入生歓迎会の補佐。（ジュニアリーダーの依頼）。町内会との顔合わせ。</p> <p>（5月）安全会申し込み。今年度の行事の確認,準備。会場の確保。（子ども会の決定に応じて）</p> <p>（7月）夏休み前の準備。（地域の危険箇所の確認。プール当番の決定。）夏祭り,盆踊り等の行事参加に向けての準備。 ラジオ体操の場所確保,ラジカセ等の準備。</p> <p>（8月）夏祭りの参加,協力。</p> <p>（9月）夏休み中の行事反省会。</p> <p>（10月）学区民運動会への参加。</p> <p>（11月）クリスマス会,冬休みに向けての話し合い。</p> <p>（12月）冬休みを迎えて。</p> <p>（1月）本年度の反省と次年度に向けての話し合い。</p> <p>（2月）次年度の役員選出準備。卒業生を送る会の会場確保,準備。</p> <p>（随時）資源回収。研修会参加。校区子ども会育成会役員会への参加。</p>	<p>（3月）総会の準備—役員会。総会の会場確保。案内状送付。引き継ぎ準備。</p> <p>（4月）総会。泉区へ理事の通知。小学校,中学校など関係機関との顔合わせ。</p> <p>（5月）役員会,理事会。本年度の事業準備。</p> <p>（6月）安全会の申し込みを集約し,泉区へ申請。夏休みの準備。学区内の危険箇所確認。夏祭り等,行事の会場確保。泉区子ども会育成会主催の研修会への参加。</p> <p>（7月）夏祭り等の行事。</p> <p>（8月）泉区民ふるさとまつり参加,協力。</p> <p>（9月）夏祭り等夏休み中の行事の反省会。</p> <p>（10月）学区民運動会への参加,協力。</p> <p>（12月）冬休みを迎えて。</p> <p>（1月）次年度へ向けての準備,役員会。</p> <p>（2月）本年度の反省会。次年度へ向けての役員選出準備。</p> <p>（随時）育成会だより発行。泉区子ども会育成会主催研修会への参加。ジュニアリーダーサークルへの支援。インリーダー研修会開催。</p>



<p>4. 会則</p>	<p>地区育成会の会則（一例）</p> <p>〇〇地区子ども会育成会 会則</p> <p>第1条 本会は〇〇地区育成会といい、事務局は会長宅に置く。</p> <p>第2条 本会の会員は〇〇子ども会会員の保護者および〇〇地区内居住者をもって構成する。</p> <p>第3条 本会は子ども会の健全な運営を助けるための援助を行い、子どもの地域生活に対する理解を深め、会員相互の親睦を図る。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇子ども会のよい相談相手となり、必要な指導を行う。 2. 同じ目的を持つ団体との連携を図る。 3. その他目的達成に必要な事項。 <p>第5条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。</p> <p>会長 1名 副会長 3名 会計 1名 庶務 2名 理事若干名 監事 3名</p> <p>第6条 役員はすべて総会で選任し、承認される。</p> <p>第7条 総会及び役員会では次の事項を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会役員を選任、決算の承認、予算および年間行事計画の決議等。 2. 育成会子ども会から受けた相談の処理、指導について、総会決定の施行。 <p>第8条 本会の運営費は、会費、助成金、寄付金その他をもってあてる。</p> <p>第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。</p> <p>附則 本会則は平成11年4月から施行する。</p>	<p>校区育成会の会則（一例）</p> <p>〇〇校区子ども会育成会 会則</p> <p>第1条 本会は〇〇校区育成会といい、事務局は会長宅に置く。</p> <p>第2条 本会の会員は〇〇校区内居住者をもって構成する。</p> <p>第3条 本会は子ども会の健全な運営を助けるための援助を行い、会員相互の連携と親睦を図る。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇子ども会のよい相談相手となり、必要な指導を行う。 2. 同じ目的を持つ団体との連携を図る。 3. 子ども会のあり方について研修会を開催し、参加する。 4. その他目的達成に必要な事項。 <p>第5条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。</p> <p>会長 1名 副会長 3名 会計 1名 庶務 2名 理事若干名 監事 3名</p> <p>第6条 役員はすべて総会で選任し、承認される。</p> <p>第7条 総会及び役員会では次の事項を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会役員を選任、決算の承認、予算および年間行事計画の決議等。 2. 育成会子ども会から受けた相談の処理、指導について、総会決定の施行。 <p>第8条 本会の運営費は、会費、助成金、寄付金その他をもってあてる。</p> <p>第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。</p> <p>附則 本会則は平成11年4月から施行する。 平成13年4月一部改正。</p>
<p>5. 組織</p>	<p>町内会を基盤にしている。町内会単位、あるいは大きな町内会は数地区の子ども会育成会に分かれている。</p>	<p>校区によって役員構成は様々。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会より役員を選出している。 ・ 各地区子ども会育成会より役員を選出している。

